

昭島市生涯スポーツ・レクリエーション社会構築のた めの基本的在り方と振興施策について（答申）

はじめに

21世紀は、生涯学習社会の時代である。市民は、自らの資質・能力を生かし目標に向かって努力を重ね、生涯を通じて自己実現に努めている。本市の第四次総合基本計画においても最も基本的な施策の一つとして「生涯学習の充実」を掲げている。これを受け、市は、平成15年3月には昭島市生涯学習推進計画を策定し、「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」の実現を目指して諸事業に取り組んでいる。このような中で本会議は、「昭島市生涯スポーツ・レクリエーション社会構築のための基本的在り方と振興施策について」教育長から平成15年3月に諮問を受けた。

「生涯スポーツ・レクリエーション社会」といってもこの点については「生涯学習社会」をスポーツ・レクリエーションの観点から推進することにほかならない。

この度の諮問への答申は、本市の生涯学習基本計画の基本目標である「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」を、とかく個人レベルでの生きがいや楽しみとしてとらえられがちな市民のスポーツ・レクリエーション活動の中で、いかに実現するかを示すことと考える。

国においては、平成12年にスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第4条第1項の規定に基づくスポーツ振興基本計画を、平成14年には都においても同法同条第3項の規定に基づく都のスポーツ振興基本計画としての「東京スポーツビジョン」を策定し、それぞれスポーツ振興を総合的かつ計画的に推進するための取組を開始している。本市においてもスポーツ・レクリエーション活動に関する市民の関心は大変高く（昭島市市民意識調査・昭島市生涯学習に関する市民意識調査）、これらの市民ニーズに応えるための基本的な取組の必要性が増している。このため、本会議は以下の点について検討を加え、次のような結論を得た。

1 市民のスポーツ・レクリエーション活動への市民ニーズ把握のための効果的手法

市民ニーズ把握のための基本的手法としてはアンケート調査が先ず考えら

れる。施策の受け手が何を求めているのか直接意見を聴く手法は実効性ある事業展開には必要なことである。従って、今までにおいてもアンケート調査といった手法は用いられてきた。しかし、その結果をどのように施策策定に役立てるかが課題とされて来たことも事実である。そこで、その調査に当たっては、そのねらいをはっきりさせ、目的を明確にした設問設定等に十分配慮すべきである。

また、スポーツ・レクリエーションに関するニーズ把握のための調査は、国や都を含めた他の組織体による調査もある。これらの調査についての情報収集は今日ITの進展により容易に可能となっている。より幅広い事業展開の検討に当たってはこれらの調査結果を参酌することも考えられる。

更に、これらのほかスポーツ・レクリエーションに関する各団体等の代表等との意見交換会の設定や、少子高齢化の次代の中で高齢者や次代を担う子ども達から直接に意見を聴取する手法等を実施する必要がある。

いずれにしても市民のニーズの把握に当たっては複合的な手法による把握が必要であり、効果的なものとなると考える。

2 行政と既存スポーツ・レクリエーション団体との関係と支援の在り方

国のスポーツ振興基本計画に掲げる政策目標の一つは「国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。」こととなっている。本市の生涯学習推進計画の目標に照らせばこのような社会は「市民相互と地域のつながりを育てる」学習の中で実現されなければならない。また、市の総合基本計画においても「市民、団体、企業、行政などが、それぞれの役割と責任を明確にしながら連携し、協働してまちづくりを進める。」としている。ここには、行政と団体の相互に独立した主体的な関係がある。

現在、市民のスポーツ振興を図る観点から市において補助金を交付しているスポーツ・レクリエーション団体がある。これらの団体が市民のスポーツ・レクリエーションの振興に果たす役割は大きい。しかし、市の財政状況は年々逼迫している状況にあり、そのような状況を受け補助金の在り方について現在、根本的な見直しも行われている。

これからの団体は、不安定な市の財政状況に依存した体制に陥ることのないよう、団体としての自主性を担保するために、自主財源の確保を図ること等により、行政との対等性を維持することが市民のスポーツ・レクリエーション活動の自主性・独自性のために必要である。また一方、行政にとっても、

市民のだれもが生涯をとおして健康で明るい生活が営めるよう、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を広く提供する必要がある。このため既存スポーツ・レクリエーション団体等との連携は不可欠であり、機会や場の提供による支援のほか一定の財政支援も避けられない。ただ、厳しい財政状況にあっては、補助金支出のための基準の透明性・公正性が求められており、単純に前年度実績に応じた既得権的支出は認められない。最少の支出で最大の効果が得られるような効果的な補助金交付により、市民団体との協働の関係を確立して行く必要がある。

3 スポーツ・レクリエーション指導者の養成及び指導者の発掘とその活用

市民のスポーツ・レクリエーション活動振興のためには指導者の養成及び発掘とその活用を適切に図る必要がある。この点については「生涯学習におけるリーダー（支援者）の発掘・養成とその活用」について平成12年9月に本会議において教育長に答申している。今回の諮問の中核となっているスポーツ・レクリエーション社会構築のための市民活動を支えるスポーツ・レクリエーション指導者の養成等についても、その答申の趣旨を尊重していただけるものとする。

なお、国のスポーツ振興基本計画においては地方公共団体の対応として体育系大学等を卒業したり、スポーツ指導要請事業に基づく指導者の資格を有する質の高いスポーツ指導者を関係部局に配置すること、指導者のための研修の充実及び体育指導委員の活用についても提言している。これらの点についての、市の対応については、現在取り組んでいる昭島市中期行財政運営計画の進捗状況や、今後、国のスポーツ振興基本計画の趣旨を踏まえながら昭島市としてのスポーツ振興に関する基本計画を策定する中で、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興という観点から、更に総合的な検討を深め、しかるべき方途を確立されるよう求めたい。

また、「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」をスポーツ・レクリエーション活動の中で実現するためには、従来のスポーツ技術の指導に加えて、異世代で交流する楽しさ、スポーツ・レクリエーションに親しんでいない市民にこれらを通じて交流する楽しさを伝える等多様な市民ニーズに応える指導者が望まれる。現在、昭島市教育委員会において実施しているレクリエーション・インストラクター認定講習会については、講習会の課程において行われる現場実習事業や、講習会終了後における受講生の有効な活用方法について、このような観点から、更に、工夫する必要があると考える。

4 公共施設のスポーツ・レクリエーション施設整備と既存施設の効果的活用 (学校施設及び民間運動施設の関係等を含めて)

市民のスポーツ・レクリエーション活動振興のためには、場の整備が不可欠である。その中でも公共施設は、安価で、安定したサービスを提供できるという点でその役割は大きい。

本年4月には、既存の運動施設に加えて、都立多摩スポーツ会館が新たに市に移管され、永年の懸案であった市民の総合スポーツ施設となったことは意義のあることである。また、教育委員会では、市立の全ての小中学校で社会教育関係団体等を中心に、学校の教育活動の支障にならない範囲で体育館・校庭を開放している。このような状況から、市のスポーツ・レクリエーション施設はある程度充足されていると言える。しかし、教育委員会が実施したアンケート調査の結果を見ると「運動ができる施設が身近なところに欲しい」という回答の比率（43.2パーセント）が最も高くなっている。このことは、施設の整備状況や利用可能施設であること等が十分市民に周知されていないことも考えられる。また、市民の利用しようとする施設に対する需要と行政の供給に齟齬が生じていることも考えられる。体育施設の整備内容等について市民への情報提供に今まで以上に努めるとともに施設整備に関する市民ニーズについて、2（市民のスポーツ・レクリエーション活動への市民ニーズ把握のための効果的手法）で述べた手法等により正確に把握する必要がある。更に、必要に応じ、例えば、児童遊園のような必ずしも運動を目的としない施設についても、気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめる場としての整備や、開放方法等について検討する必要がある。

なお、民間運動施設の活用については、スケートリンク等のように市の保有しない施設もあり、市において一定期間施設を借り上げたり、施設利用補助等により、公共施設の補完的機能をもたせることも考えられる。しかし、行政と民間が競合する施設についても、施設内容や提供するサービスに質的な差もあることから、市民の求めるサービスの質に応じ、行政と民間が住み分けることにより、結果として市民に幅広いサービスを提供することができるよう共存を図って行く必要がある。

おわりに

以上、1から4に掲げた課題について検討を進め、「昭島市生涯スポーツ・レクリエーション社会構築のための基本的在り方と振興施策について」本会議としての考え方を整理するに当たっての考え方を示してきた。市は、今次

の総合基本計画の中で「市民のだれもが生涯をとおして健康で明るい生活が営めるよう、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供する必要があります。このため、指導者の養成とともに、その機会と場の整備を図ります。」としている。これらの事務を執行するに際しては、本会議での検討結果を踏まえ、昭島市民のために昭島市の独自性を組み込んだ能動的な対応をされるようお願いする。

最後に、今回の審議のまとめとして昭島市生涯スポーツ・レクリエーション社会構築に向け、次の2点について提言する。

(1) その目標とその目標を実現するための基本的方向性

既に述べてきたが、生涯スポーツ・レクリエーション社会とは多様な側面を有する生涯学習社会をスポーツ・レクリエーション学習の側面から推進することにほかならない。本市の生涯学習推進計画はその目標を「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」としている。従って生涯スポーツ・レクリエーション社会構築のための市民の学習（活動）もかかる視点に沿って進められることが求められている。同様に、生涯スポーツ・レクリエーション社会構築のための昭島市の諸施策もかかる視点に沿って市民の主体的学習（活動）を支援するものでなければならない。

(2) 計画的に実施すべき振興施策について

本市の生涯スポーツ・レクリエーション社会構築のための目標及び基本的方向性については（1）で述べたとおりである。これらの目標を計画的に実施するためには、それらを一貫して支えるスポーツ・レクリエーション振興のための基本計画がなければならない。スポーツ振興法は第4条第3項において「市町村の教育委員会は国のスポーツ振興基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの進行に関する計画を定めるもの」とされている。昭島市においても、速やかに市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、地域にあったスポーツ振興のための基本的計画の策定に向け検討を進めるべきものとする。

また、国のスポーツ振興基本計画の中では、スポーツ振興施策実現のための具体的方策として、総合型地域スポーツクラブの育成が提言されている。地域住民が主体的に運営し、地域住民の誰もが参加できるこのクラブ構想は、本市において、現在、生涯学習実践のためのモデル事業として取

り組んでいる小学校区を中心とした校区協議会のスポーツ・レクリエーション版ともいえる側面を有している。今後、計画的に実施されるべき市民のスポーツ・レクリエーション振興施策の一つとして、このようなクラブ設立の可能性についても、本市の実情等を総合的に勘案する中で、検討されるよう期待する。

審 議 経 過

回 数	開催年月日	主 な 内 容
第1回	15. 7.22	昭島市のスポーツ・レクリエーション施策の現状と課題
第2回	15. 8.26	市民のスポーツ・レクリエーション活動への市民ニーズ把握の効果的手法について
第3回	15.10.28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民のスポーツ・レクリエーション活動への市民ニーズ把握の効果的手法について ・ 行政と既存スポーツ・レクリエーション団体との関係と支援のあり方について
第4回	15.11.25	行政と既存スポーツ・レクリエーション団体との関係と支援のあり方について
第5回	15.12.16	スポーツ・レクリエーション指導者の養成及び指導者の発掘とその活用について
第6回	16. 2.24	スポーツ・レクリエーション指導者の養成及び指導者の発掘とその活用について
第7回	16. 3.26	スポーツ・レクリエーション指導者の養成及び指導者の発掘とその活用について
第8回	16. 4.22	公共施設のスポーツ・レクリエーション施設整備と既存施設の効果的活用について
第9回	16. 5.28	公共施設のスポーツ・レクリエーション施設整備と既存施設の効果的活用について
第10回	16. 6.25	答申案骨子の検討
第11回	16. 7.23	答申案のとりまとめ
第12回	16. 8.31	答申を教育長に提出

昭島市社会教育委員

議長	河村陽男	平成14年10月1日～現在
副議長	和田順一	〃
委員	藤邊正教	〃
〃	伊藤定子	〃
〃	呉松肇子	〃
〃	長瀬高志	〃
〃	横山典子	〃
〃	森 檀	〃
〃	君塚仁彦	〃
〃	松尾 涉	平成14年10月1日～同16年3月31日
〃	平手 陽	平成16年4月3日～現在